

令和元年度「知事と市町長の1対1対談」(四日市市) 概要

- もり ともひろ
- 1 対談市町 四日市市 (森 智 広 四日市市長)
 - 2 対談日時 令和元年8月8日(木) 14:00から15:00
 - 3 対談場所 四日市市立あけぼの学園 1階 研修室
 - 4 対談項目1 国道1号北勢バイパス(鈴鹿四日市道路)の早期整備について
対談項目2 北勢地域における小児医療と福祉の充実について
対談項目3 子ども医療費に対する県補助制度について
 - 5 対談概要

対談項目1 国道1号北勢バイパス(鈴鹿四日市道路)の早期整備について (市長)

新名神高速道路の新四日市JCTから亀山西JCT間が開通し、東名阪道の渋滞も大幅に緩和されて、市民の利便性も向上し経済効果も非常に大きいものとなっています。東海環状自動車道も東員ICと大安IC間が開通し、今後、全線開通すれば岐阜とつながるため、四日市港にとっても大きな意義があります。災害対策という観点からも、高速道路等から物資や救援の活動を各地域にいきわたらせる「くしの歯」として、富田山城線に加え国道477号バイパスの整備を進めていただいています。このような道路整備に多大の尽力をいただき改めて感謝します。

北勢バイパスは中勢バイパス、南勢バイパスに比べて大幅に遅れている現状があります。私自身も危機感、緊張感を持って取り組んでいるところです。北勢バイパスは北側から順次、整備をしていただき、国道477号バイパスまでの区間は、用地の取得がすべて完了し、今は開通見通しの時期を出してほしいとお願いしているところです。一方で、国道477号バイパスから南の部分の問題となっており、未だ工事着手がされていない状況にあります。市としてはしっかりと地元に入って、市道の整備という部分も含めて説明をしながら、協議を進めています。

中勢バイパスも第4工区を残すのみとなったので、北勢バイパスの整備を南側からも進めていく必要があるのではないかと考えています。鈴鹿四日市道路について令和2年度にぜひとも事業化したいと考えており、鈴鹿市とも強く連携し、期成同盟会を設立して要望を行っていくので、県としても事業化に尽力をお願いします。

(知事)

中勢バイパスは92%が開通し、残る8%、第4工区の2.8kmについても用地取得は全て終わっており、1日も早い整備の完了をお願いしたいと思っています。

北勢バイパス全体28.5kmのうち、国道1号の四日市市采女から中勢バイパスの鈴鹿市稲生までをつなぐ鈴鹿四日市道路の部分だけが現在事業化されていません。

特に、この地域は三重県の経済をけん引する地域であり、四日市と鈴鹿のものづくりをつないで生産性や物流の効率性を高めることが重要と考えています。また一方では「命の道」という観点もあります。南海トラフ地震が起きたときに、国道23号が浸水で通行止めになった場合でも、山側から回して基幹的な病院にアクセスできるようにしていきたいと考えています。そうした点でも北勢バイパスは大変重要だと思っています。

県としては、鈴鹿四日市道路を事業化し北勢バイパス整備を南側からも進めてほしいということ、工事手法も含めて国に力強く提案、要望していきたいと考えています。北勢バイパスは地元の熱意、企業の皆さんの声を伝えていただいている実績があるので、道路の必要性和政策的な理論、運動論の3つを、四日市市と連携してしっかり伝えていきたいと考えています。

対談項目2 北勢地域における小児医療と福祉の充実について

【小児医療の充実について】

(市長)

全国的に小児整形外科医や児童精神科医が非常に不足している状況で、発達に不安のある子どもたちがなかなか診てもらえる機会がありません。

県の子ども心身発達医療センターでは、地域療育相談事業に取り組まれており、平成29年度まではあけぼの学園に小児整形外科医を派遣してもらっていましたが、平成30年度からなくなりました。保護者の期待感も高く非常に残念がられています。そこで、平成30年度と令和元年度は、市が緊急的に小児整形外科医に依頼して相談の機会を2回設けましたが、保護者の不安解消には不十分な状況です。こういった観点から、子ども心身発達医療センターの地域療育相談事業による派遣をぜひ再開していただきたいと思います。

児童精神科医の不足も極めて深刻な状況にあります。令和元年度には子ども心身発達医療センターに児童精神科医を3名増員していただいたことは非常に心強く思っていますが、令和元年度の児童精神科医の初診予約は、6月3日に一杯となり終了して平成30年度より悪化してしまっている状況です。

現在、発達に不安のある子どもたちを抱える四日市市の保護者は基本的に津市の病院に行っています。県内に子どもの精神科に対応出来る医療機関は18病院ありますが、三泗エリアで初診が受けられる病院・診療所はありません。診療を求める人口は県内でも一番だと思っていますので、北勢地域において、例えば県立総合医療センターなどにサテライト機能を設けてもらい、そうした子どもたちが身近で診察を受けられる機会が得られるよう、対応をいただきたいと思っています。

(知事)

子ども心身発達医療センターについては、現在初診の受付ができない状況になっており、大変ご迷惑をおかけしていることを心から申し訳なく思っています。

小児整形外科については以前は派遣事業をやっていましたが、子ども心身発達医療センターをオープンするにあたって、市町の皆さんと議論をさせていただき、子ども心身発達医療センターは、専門性の高い拠点医療機関としての機能の充実や、市町における専門人材の育成を支援する機能の充実に力を入れています。

我々としても、全力で医師確保に努め、皆さんの負担軽減に努力してまいりますので、四日市市におかれては、現在あけぼの学園で相談にあたられている小児整形外科医の方に、当面の対応をしていただけるとありがたいと思います。

一方、児童精神科については、平成 29 年 6 月に子ども心身発達医療センターがオープンしましたが、それ以降に地域で診察してくれていた病院等の休止が相次いでいる状況にあります。また、子ども心身発達医療センターに対する県民の皆さんの期待も合わさって、初診などの予約が集中し、大変ご迷惑をかけている状況にあります。

全国的に児童精神科医の確保が難しいなか、令和元年度新たに 3 名の常勤医を増員し、入院診療の強化と外来初診枠の拡充を進めてきましたが、まだ外来初診の待機解消には至っていません。増員した常勤医のうち残る 1 名の実地研修が終わり次第、さらなる外来初診の受け入れ拡充を行っていきたいと考えています。また緊急度が高いと判断した場合は、予約の有無にかかわらず緊急枠として受け入れていきます。

子ども心身発達医療センターの設立経緯を考えると、児童精神科のサテライトを作ることは難しいと考えますが、一方で、小児科の先生が、小児科の知識に少し追加することで発達障害のある子どもたちを、身近な地域で診てもらえるような体制を作ることが、保護者の安心につながると考えています。

そのため、令和元年度に地域の小児科医向けの連続講座を開催し、発達障害児の診療が行えるように研修内容を一層拡充していきます。そこで市長にご協力いただきたいこととしては、市立病院の医師にもぜひ研修に参加していただき、あるいは四日市市内で開業しておられる小児科医の先生方にもご協力をお願いして講座を受けていただけるよう、お力添えをお願いします。

(市長)

医師の確保が難しいことは十分わかっていますので、少しでも環境が良くなるように県だけをお願いするのではなく、市としても市立病院でどこまでやれるのか確認をしてみたいと思います。研修の機会があるのであれば四日市の医師会にも積極的に参加していただけるように働きかけを行い、しっかりと取り組んでいきたいと

思っています。

【福祉の充実について】

(市長)

障害者自立支援法や児童福祉法に関するサービスを受ける方は年々増加しています。平成 24 年に法律が改正され、障害福祉サービスなどを申請する際には、サービス等利用計画あるいは障害児支援利用計画といったプランの策定が必要になりました。プランには、相談支援専門員という専門家が作成する計画と、障がいのある人自身や家族が作成するセルフプランの二つがありますが、国は専門家である相談支援専門員が作るプランを増やしていく方針を示しています。

四日市市では、障がいのある人自身や家族が作っているセルフプランの割合が非常に高い現状があります。これを何とか相談支援専門員が作成する計画に変えていきたいと考えていますが、四日市市に相談支援専門員が極めて少ないことが課題となっています。県が実施する相談支援従事者初任者研修をなるべく多くの方に受講してもらい、専門員の資格を得てほしいと考え、県と市が一緒になって事業所に伺い受講をお願いしています。さらに専門員が働くことになる指定特定相談支援事業所、障害児相談支援事業所の開設についてもお願いしています。

相談支援従事者初任者研修の需要は県内でも多くあり、申し込んだ人が全て受けられる状況ではありません。申込者数を増やすこと、受講決定者数を増やしてもらうこと、これが両方ないと専門員の絶対数は増えていかないと考えています。

県の初任者研修は、年に 1 回、津で行われていますが、事業者はタイトな日程での年間計画の中、津まで何日もかけて参加することが難しい現状があるため、北勢地域で研修をしてもらえれば、より申込者数を増やしていくことができるのではないかと考えています。多くの方が相談支援専門員によってプランの作成が受けられるように、初任者研修の受け入れ総数の拡大と、北勢地域での実施をお願いします。

(知事)

初任者研修の実施状況については、県全体でいうと、平成 30 年度は定員が 120 人に対して申込者が 190 人。受講決定者が 121 人なので 63%。まずはたくさんの方が受講できるように定員を増やすことが大事であり、令和 2 年度に向けて研修の複数回開催による受講定員の増加、より近い地域で受講できるよう、北勢地域での開催も視野に入れてエリアを分けた開催といった実施体制を検討していきたいと考えています。

対談項目3 子ども医療費に対する県補助制度について

(市長)

四日市市では、平成30年度から未就学児の医療費の窓口負担を無償化しました。県においても令和元年9月から広域での窓口無料化が実施されるようになり、他市での受診に対しても窓口の無料化が進められています。この取組の中で制度の仕組みが領収証明書方式からレセプト方式へと変更になりました。領収証明書方式では一度窓口で納めた料金を利用者に還付するために、医療機関が領収証明書を作っており、その手数料を県と市で折半して医療機関へ納めていました。一方、レセプト方式では窓口負担が無料になることで料金の還付がなくなり、領収証明書も不要となり、その手数料も不要となりました。しかしながら、明細書で処理を行うため、新たに国保連合等に審査支払手数料を払う必要が生じてきました。これについては、現在、市だけの負担となっていますので、従来と同じように県の補助をいただきたいと思います。

また、窓口負担無料化に伴う医療費の増加分については、現在、県では窓口負担無料の対象者を児童扶養手当基準で行っています。一方、市では窓口負担無料化の対象者を児童手当基準で行っており、その差についても従来通り折半でお願いします。

(知事)

県では、平成24年9月から子どもの医療費の無料化の対象を小学校入学前までから小学校卒業までにするなど、対象範囲の拡大を重要視してきました。その結果、子どもの医療費助成のための財源は全国で5位となっています。一方で窓口で支払いが出来ない生活困窮な方が医療を受けられないことで病気の重症化につながってはいけないということで、児童扶養手当の所得制限基準に該当する家庭の子どもに対し、セーフティネットとして窓口負担の無料化を行ってきました。

手数料の話については、今までの領収証明書料は医療機関に支払う手数料のため、これは、診療行為と一体のものとして考えられるため、子どもたちの医療費負担を軽減するために助成を行ってきました。一方で、レセプト方式による審査支払手数料は市町が支払機関に支払う手数料であるため、今までの子どもたちの医療費に対する助成とは考え方が違うと考えています。窓口無料化の基準の話はこれから議論の余地はあると思いますが、審査支払手数料については難しいと考えています。

窓口負担無料化に伴う医療費の増加については、他県では30%以上増えている例もあるため、少し様子を見させていただいて、今後、基準の拡大を行うのか、別の少子化対策に使うのか、子どもたちのために使う制度はどのようなものがあるのか、しっかり考えていきたいと思っています。